会計参与の沿革を記載した書面）並びに当該会計参与が法第六十六条第二項第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与が同項第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面）

［十三・十四　略］

3　金融庁長官は、第一項の承認の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

［一・二　略］

三　受託者が法第六十六条第二項第二号から第四号までに掲げる要件に該当しないこと。

四　受託者の取締役及び監査役並びに会計参与が法第六十六条第二項第五号に掲げる要件に該当しないこと。

五　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（認定資金決済事業者協会に関する内閣府令の一部改正）

第五条　認定資金決済事業者協会に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この府令において「前払式支払手段発行者」、「資金移動業」、「物品等」、「電子決済手段等取引業」、「暗号資産交換業」又は「認定資金決済事業者協会」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、資金移動業、物品等、電子決済手段等取引業、暗号資産交換業、認定資金決済事業者協会、特定信託会社、特定信託為替取引又は銀行等をいう。 2　［略］ （利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報） **第五条**　法第九十二条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ 三　前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品等又は提供を受けることができる役務が、公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるものであることを知ったときは、その旨 四　［略］ 五　銀行等以外の者であって法第三十七条の登録を受けないで為替取引を行っている者（特定信託会社であって法第三十七条の二第三項の規定による届出をして特定信託為替取引を行っている者を除く。）を知ったときは、その者及び当該者が行う為替取引に関する情報 六　法第六十二条の三の登録を受けないで電子決済手段等取引業を行っている者（法第六十二条の八第一項に規定する発行者であって同条第三項の規定による届出をして同条第一項に規定する電子決済手段等取引業を行っている者を除く。）を知ったときは、その者及び当該者が行う電子決済手段等取引業に関する情報 七・八　［略］	（定義） **第一条**　この府令において「前払式支払手段発行者」、「資金移動業」、「暗号資産交換業」又は「認定資金決済事業者協会」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、資金移動業、暗号資産交換業又は認定資金決済事業者協会をいう。 2　［同上］ （利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報） **第五条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品又は提供を受けることができる役務が、公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるものであることを知ったときは、その旨 四　［同上］ 五　銀行等（法第二条第九項に規定する銀行等をいう。）以外の者であって法第三十七条の登録を受けないで為替取引を行っている者を知ったときは、その者及び当該者が行う為替取引に関する情報 ［号を加える。］ 六・七　［同上］

会計参与の沿革を記載した書面）並びに当該会計参与が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与が同項第三号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面）

［十三・十四　同上］

3　［同上］

［一・二　同上］

三　受託者が法第六十六条第二項第二号及び第三号に掲げる要件に該当しないこと。

四　受託者の取締役及び監査役並びに会計参与が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に該当しないこと。

五　［同上］